

【 手術 】

834 脊髄誘発電位測定等加算（腰椎）の算定について

《令和8年5月29日》

○ 取扱い

腰椎（L3以降）の手術においても、K930 脊髄誘発電位測定等加算「1」脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

脊髄誘発電位測定は、脊椎の手術を正確かつ安全に行うために必要とされているが、K930 脊髄誘発電位測定等加算「1」脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合の対象手術は厚生労働省通知<sup>※</sup>により定められている。

以上のことから、腰椎（L3以降）の手術においても、K930 脊髄誘発電位測定等加算「1」脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について